

交渉(全労働京都支部)議事概要(平成26年11月6日)

京都労働局(当局)は、平成26年11月6日(木)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

1 【全労働京都支部】

再任用職員、非常勤職員の処遇改善を行うよう、関係機関に伝えること。

また、昇格・昇給、国家公務員の給与や諸手当を、複雑・困難な職務実態に見合った水準に改善することも関係機関に伝えること。

【当局】

給与については、公平性の観点から、職務に見合った適正な支払いがなされるべきであり、職員の生活設計に大きな影響を及ぼし、士気にもかかわるものであると認識している。各職務の実情や複雑・困難性の点について関係機関に伝え、処遇の改善を訴えて行きたい。

さらに、職場の実情や職員の給与の支給実態、生活実態等を踏まえた適切な措置が講じられるよう、本省や人事院に要望を伝えていきたい。

また、非常勤職員は貴重な戦力としてその重要性はますます高まっている。非常勤職員の処遇や制度の改善に向けても、関係機関に要望を伝えていきたい。

2 【全労働京都支部】

行政需要に応えるため、当局は、どの様に行政体制を確保していくのか、その方針を明らかにすること。

【当局】

雇用の安定や適法な労働条件の確保等、労働行政の重要課題の実施に当たるのは第一線機関である労働基準監督署や公共職業安定所であり、その体制整備が不可欠であることは言うまでもない。

厳しい職場実態については、本省をはじめ、関係部署に対して訴えているところであり、行政体制の確保にむけ、あらゆる機会を捉えて、関係機関に要望を伝えていきたい。